

# 新座市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度 利用の手引き

新座市

## 目 次

はじめに	1
新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	1
1 届出をすることができる方	2
2 届出に必要なもの	3
3 届出の流れ	5
4 届出受理証明書及び届出受理証明カード	7
5 届出後の手続き（再交付・変更・返還）	8
6 届出が無効となる時	12
7 制度に関するQ&A	13

## はじめに

新座市では、性別にとらわれず、一人一人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、令和5年4月1日から「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

新座市は、届出をされるお二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生活されることを応援します。

パートナーシップ・・・ 一方又は双方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

ファミリーシップ・・・ パートナーシップを結ぶお二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを結ぶお二人の双方又は一方と生計を一にする子や親等）が家族として協力し合う関係

## 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

本制度は、法律上の権利・義務（相続、税金の控除など）を生じさせるものではありませんが、性的マイノリティの方の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待されます。

また、性的マイノリティの方に対する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことが期待されます。

### パートナーシップ届出制度

お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した、一方又は双方が性的マイノリティのお二人に対して、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。

### ファミリーシップ届出制度

「パートナーシップ」の届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族として協力し合う関係であることを届出することができる制度です。

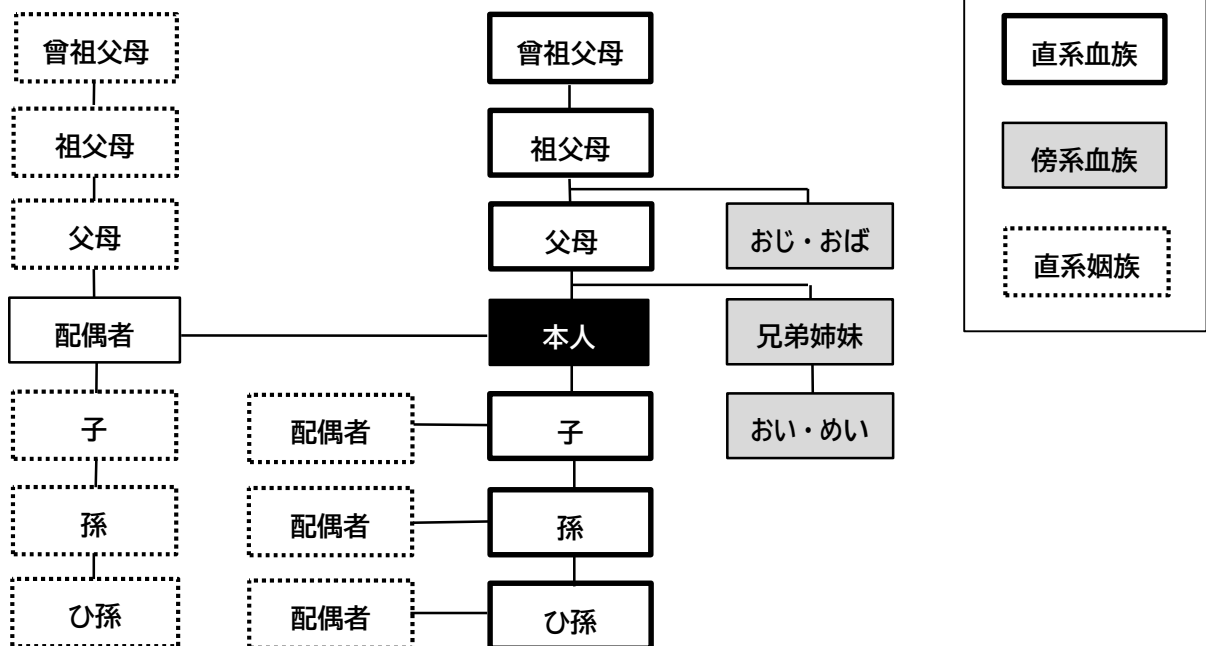
# 7 届出をすることができる方

## ●パートナーシップの届出を行うとき

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人で、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 成人に達していること（満18歳以上の方）
- (2) 新座市に住所があること、又は3か月以内に新座市に転入を予定していること
- (3) 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族）でないこと（養子縁組をしている場合を除く。）

【参考：近親者の範囲】



- (4) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと
- (5) 届出する方以外にパートナーシップその他類似の関係がないこと

## ●ファミリーシップの届出を行うとき

パートナーシップの届出をした方は、一方もしくは双方と生計を同じくしている子（養子を含む）や親（養親を含む）等を家族として届け出ることができます。

## 2 届出に必要なもの

### ●パートナーシップの届出を行うとき

#### (1) 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

- ・ 様式は、新座市ホームページからお取りいただけます。
- ・ ファミリーシップの届出を行う場合は、あらかじめファミリーシップ対象者へ制度をご説明いただき、対象者が自署できる場合は署名をいただく必要があります。

#### (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・ 一人1通の提出をお願いします。(同一世帯であれば1通で可)
- ・ 本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・ 新座市の住民基本台帳に記載されている方は、ご本人の同意により省略することができます。
- ・ 転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。転入後、「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届」を速やかに提出してください。

#### (3) 婚姻をしていないことが確認できる書類

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書など(本籍地市町村から取得)  
※ 本籍地が新座市の場合も必要となります。
- ・ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・ 一人1通の提出をお願いします。(お二人が養子縁組して同一戸籍であれば1通で可)
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

#### (4) 顔写真付きの本人確認書類

- ・ マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券などで顔写真がついているもの(4ページ参照)。  
※ 有効期限のあるものは、期限内のものに限りです。  
※ 顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証・年金手帳・社員証等のご本人が確認できる証明書等を2点、ご準備ください。

#### (5) 【通称名の記載を希望する場合】

##### 通称名を日常生活において使用していることが確認できるもの

- ※ 通称名で届いた郵便物(住所が記載されているもの)、健康保険証、顔写真付きの社員証など、通称名を日常的に使用していることが確認できるもの。

【参考：本人確認書類】※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の掲示が良いもの（例）	2枚以上の掲示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 個人番号カード（マイナンバーカード） （写真付き住民基本台帳カード）</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書</li> <li>・ 海技免状      ・ 小型船舶操縦免許証</li> <li>・ 電気工事士免状      ・ 宅地建物取引士証</li> <li>・ 教習資格認定証      ・ 船員手帳</li> <li>・ 戦傷病者手帳      ・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 在留カード又は特別永住者証明書 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真の貼付のない住民基本台帳カード</li> <li>・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証</li> <li>・ 共済組合員証      ・ 国民年金手帳</li> <li>・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書</li> <li>・ 共済年金又は恩給の証書</li> <li>・ 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</li> <li>※ 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</li> <li>※ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）</li> <li>など</li> </ul>

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません(その他の書類と組み合わせが必要です)。

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました(令和4年2月1日更新)」

## ●ファミリーシップの届出を行うとき

### (1) 届出者との関係が確認できるもの

- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と同居の場合）
- ・ 戸籍謄本（届出者と同居していない場合）など
  - ※ 新座市の住民基本台帳に記載されている方は、ご本人の同意がいただければ住民票の写し又は住民票記載事項証明書を省略することができます。
  - ※ 届出日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
  - ※ 住民票の写し等は、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
  - ※ パートナーシップの届出に添付する住民票や戸籍謄本等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合はその書類をもって充てることができます。

### (2) 届出をする子や親等と生計を同じくしていることが確認できるもの

- ・ 詳細はお問い合わせください。

# 3 届出の流れ

## (1) 事前予約

- ・ 届出を希望する日の7日前までに、電話又は市ホームページの予約フォームにて、届出日時を予約してください。届出日時、必要書類、届出場所等の確認を行います。
  - ※ 届出日時は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。
  - ※ 届出日時は、希望に添えない場合があります。
  - ※ 必要書類の取得には、時間を要する場合がありますのでご注意ください。
  - ※ 届出場所は、担当者から折り返し連絡をする際にお伝えします。
  - ※ 予約フォームでの予約の場合も、担当者から電話又はメールでご連絡させていただきます（人権推進室からの連絡をもって予約完了といたしますので、ご注意ください。）

〈電話〉 048-477-1513（新座市役所 総務部人権推進室 直通）

※ 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

〈予約フォーム〉 市ホームページ

→「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」

→「予約フォーム」

〈お伝えいただく内容〉

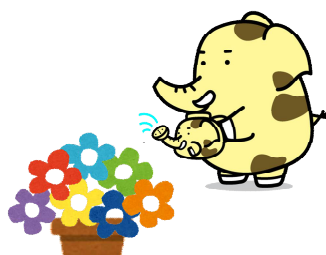
- ① 二人のお名前
  - ② 二人の生年月日
  - ③ 二人の住所
  - ④ 二人の連絡先（電話番号）
  - ⑤ 届出希望日時
  - ⑥ 届出内容（パートナーシップ又はファミリーシップ）
  - ⑦ ファミリーシップ対象者の氏名※
  - ⑧ 届出をする二人とファミリーシップ対象者の関係性※
  - ⑨ ファミリーシップ対象者と届出をする方の生計が同一であるかについて※
- ※ ⑦、⑧、⑨はファミリーシップの届出をする場合のみ

## (2) パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- ・ 予約で確定した日時に、届出をするお二人揃ってお越しください。
- ・ 届出当日は「(1)」の事前予約で、担当者から折り返しお伝えした場所にお越しください。
- ・ 届出には必要書類等（3～4ページ参照）を忘れずにご持参ください。書類に不備等がある場合には、受付することができませんので、ご注意ください。
- ・ 届出はプライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
- ・ やむを得ない事情等によりお越しになれない場合は、ご相談ください。

### (3) 届出書類の審査・受理証明書等の交付

- ・ 提出書類を基に、要件が満たされているか確認します。
- ・ 書類に不備等がない場合、届出日から概ね1週間後を目途に、「届出受理証明書」、「届出受理証明カード」及び「届出書の写し」をお二人それぞれに交付します。  
※ 希望があれば、ファミリーシップ対象者にも届出受理証明カードを交付します。
- ・ 受理証明書等の交付は、人権推進室の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります（届出時に希望交付方法を確認します）。  
※ 窓口交付の場合は、受理証明書等の準備が整い次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。交付日当日は、本人確認書類をお持ちの上、人権推進室までお越しください。
- ・ 届出において、一方または双方が新座市に転入予定である場合には、受理証明書等に代えて、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票を交付します。  
※ 転入後、受付票と変更届（9ページ参照）に必要書類を添えて市へ提出してください。提出書類の確認後、「届出受理証明書」及び「届出受理証明カード」を交付します。





# 4 届出受理証明書及び届出受理証明カード

## 「届出受理証明書」(A4サイズ)

様式第2号 (第5条関係)

新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号  
年 月 日

新座市長 印

新座市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第5条の規定に基づき、年 月 日付けでパートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

届出者		
氏 名 (通称)	様 ( )	様 ( )
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日


ファミリーシップ対象者		
氏 名 (通称)	様 ( )	様 ( )
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

この証明書は、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。

この証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないようお願いいたします。

## 「届出受理証明カード」



第 号  
年 月 日

新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード  
新座市パートナーシップ及びファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、年 月 日付けで届出を受理したことを証明します。

(本人)	(パートナー)
様 年 月 日生	様 年 月 日生
ファミリーシップ対象者	
様 年 月 日生	様 年 月 日生

(表面)

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。

この、証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないようお願いいたします。

新座市長 印

戸籍上の氏名(※通称使用の場合)

(本人)	(パートナー)
様 年 月 日生	様 年 月 日生

(裏面)

## 5 届出後の手続（再交付・変更・返還）

### ●受理証明書等の再交付

次の場合は、届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を申請することが可能です。

- ・ 届出受理証明書や届出受理証明カードを紛失したとき
- ・ 届出受理証明書や届出受理証明カードを毀損したとき
- ・ その他特段の事情があるとき

#### (1) 再交付の申請

- ・ 「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書」を市に提出してください。
- ・ 再交付申請書の提出時には本人確認書類（4ページ参照）の掲示が必要です。
- ・ 窓口での申請を希望する場合は、再交付の申請を希望する7日前までに、電話（人権推進室直通 TEL048-477-1513）にて、申請日を予約してください。
  - ※ 窓口での申請はプライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
  - ※ 窓口での申請日時は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 郵送による申請も可能です。
  - ※ 再交付申請書に本人確認書類の写し（4ページ参照）を添付して送付してください。

#### (2) 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

- ・ 書類に不備等がない場合、申請日から概ね1週間後を目途に、「届出受理証明書」や「届出受理証明カード」を再交付します。
- ・ 受理証明書等の交付は、人権推進室の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります（再交付の申請時に希望交付方法を確認します）。
  - ※ 窓口交付の場合は、受理証明書等の準備が整い次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。交付日当日は、本人確認書類をお持ちの上、人権推進室までお越しください。

## ●届出内容の変更

次の場合は、届出内容の変更を行ってください。

- ・ 市内に転入したとき
- ・ 市内で転居したとき
- ・ 氏名、通称に変更があったとき
- ・ 電話番号の変更があったとき
- ・ ファミリーシップを形成する者に変更があったとき（解消、追加等）

### (1) 届出内容変更届及び必要書類の提出

- ・ 「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届」に必要書類を添付して市に提出してください（10ページ参照）。
- ・ 届出内容変更届の提出時には本人確認書類（4ページ参照）の掲示が必要です。
- ・ ファミリーシップ対象者の人数に変更がある場合は、ファミリーシップを形成する全ての方が連署してください。
- ・ 窓口での届出を希望する場合は、届出を希望する7日前までに、電話（人権推進室直通 TEL048-477-1513）にて、届出日を予約してください。
  - ※ 窓口での届出はプライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
  - ※ 窓口での届出日時は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 郵送による届出も可能です。
  - ※ 届出内容変更届に必要書類及び本人確認書類の写し（4ページ参照）を添付して送付してください（10ページ参照）。

### (2) 届出受理証明書・届出受理証明カードの交付

- ・ 受理証明書等の記載内容に変更がある場合は、変更の届出から概ね1週間後を目途に交付します。
  - ※ 変更前の届出受理証明書及び届出受理証明カードは返還してください。
- ・ 市内に転入した場合は、変更の届出から概ね1週間後を目途に交付します。
  - ※ 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票を返還してください。
- ・ 受理証明書等の交付は、人権推進室の窓口でのお渡し、もしくは郵送となります（届出時に希望交付方法を確認します。）。
  - ※ 窓口交付の場合は、受理証明書等の準備が整い次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。交付日当日は、本人確認書類をお持ちの上、人権推進室までお越しください。

## 【 届出内容の変更に必要な書類 】

- ① 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届
- ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内に転入した場合、市内で転居した場合、ファミリーシップ対象者（届出者と同居している場合）を追加する場合）  
※ 新座市の住民基本台帳に記載されている方は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。
- ③ 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（市内に転入した場合）
- ④ 戸籍謄本等（氏名に変更があった場合、ファミリーシップ対象者（届出者と同居していない場合）を追加する場合）  
※ 本籍地市町村から取得できます（本籍地が新座市の場合も必要となります。）。
- ⑤ 生計を同じくしていることが確認できるもの（ファミリーシップ対象者を追加する場合）
- ⑥ 通称名を日常生活において使用していることが確認できるもの（新たに通称名を記載する場合や通称名を変更する場合）
- ⑦ 本人確認書類（4ページ参照）
- ⑧ 届出受理証明書（記載内容に変更が生じる場合）
- ⑨ 届出受理証明カード（記載内容に変更が生じる場合）

## ●受理証明書等の返還

次の場合は、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 受理証明書等の交付を受けた者の一方が死亡したとき
- ・ 受理証明書等の交付を受けた者の一方が受理証明書等の返還を希望するとき
- ・ 届出に関する要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により受理証明書等の交付を受けた者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く）

### 返還届の提出・届出受理証明等の返還

- ・ 「新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届」を提出し、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。
- ・ 返還届等の提出時には本人確認書類（4ページ参照）の掲示が必要です。
- ・ 窓口での返還を希望する場合は、返還を希望する7日前までに、電話（人権推進室直通 TEL048-477-1513）にて、届出日を予約してください。
  - ※ 窓口での返還はプライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
  - ※ 窓口での返還日時は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 郵送による返還も可能です。
  - ※ 返還届に、届出受理証明書、届出受理証明カード及び本人確認書類の写し（4ページ参照）を添付して送付してください。

## 6 届出が無効となる時

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を無効とします。  
無効となった受理証明書等は市に返還してください。

- ・ 届出者の一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・ 届出書その他提出書類等の内容に虚偽があったとき
- ・ 届出要件を満たさないとき
- ・ 不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき

※ 無効となった受理証明書等の交付番号は、公表する場合があります。

# 7

## 制度に関するQ&A

Q1 この制度と婚姻制度は、どのような違いがありますか。

A1 婚姻制度は民法に基づくものであり、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な法律上の権利・義務が発生します。

一方、新座市が実施するパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、市の要綱（市の内部規定）に基づいて独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません（法的効力は有しません。）。

Q2 法的効力を有しないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A2 この制度は、届出をされるお二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生活されることを応援するものです。

本制度の導入により、性的マイノリティの方の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになると考えております。

また、性的マイノリティの方に対する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか。

A3 欧米等を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。

一方、新座市が実施するパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、市の要綱（市の内部規定）に基づいて独自に実施するものであり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q4 パートナーと結婚に類似した関係を築くには、どのような方法がありますか。

A4 結婚に類似した関係性を築く手続きとして、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。

（手続きには費用が発生します。詳しくは、お近くの公証役場にお問い合わせください。）

Q5 届出をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A5 本制度は、新座市独自の制度であるため、届出をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。

Q6 届出を行えるのは、同性同士のみですか。

A6 お二人の少なくとも一方が性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なる方や性的指向が異性のみではない方）であれば、異性でも届出可能です。

Q7 事実婚のカップルは届出できますか。

A7 届出できません。

本制度は、現行法の枠組みの中で、対応ができないカップル（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル）や、トランスジェンダーの方々などを対象としています。

「事実婚」については、これまでも法律上、その存在が明文化されており、公営住宅に入居できるなど、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例も見受けられることから、本制度の対象に含めることについては、その趣旨に沿わないものと考えております。

Q8 養子縁組をしていても届出はできますか。

A8 お二人が近親者（直系血族・三親等内の傍系血族・直系姻族）でなければ、届出可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q9 今後新座市に転入する予定ですが、届出できますか。

A9 3ヶ月以内に新座市に転入予定であれば、届出可能です。

なお、新座市に転入予定の方を含む届出をした場合は、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票をお渡しします。

Q10 同居していませんが、届出できますか。

A10 お二人が市内在住、もしくは、市内に転入予定であれば、同居でなくても届出可能です。また、ファミリーシップ対象者については、住所に関する要件はありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも条件を満たせば届出可能です。

Q11 通称名で届出できますか。

A11 届出書に通称名を併記された場合、届出受理証明書及び届出受理証明カードに通称名を記載いたします。なお、届出時に日常的に通称名を使用していることが確認できる書類を提示していただく必要があります。

（本制度の受理証明書等に記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名使用することを保証したりするものではありません。）



Q12 届出に費用はかかりますか。

A12 届出は無料です。ただし、届出の際に必要な書類の交付手数料は自己負担となります。

Q13 他の人に代理で届出してもらうことはできますか。

A13 代理人による届出はできません。お二人揃って人権推進室の窓口にお越しください。

Q14 届出は郵送で行えますか。

A14 届出時にご本人確認を行うため、原則、郵送での届出は受け付けておりません。やむを得ない事情がある方は、ご相談ください。

Q15 個室で手続きできますか。

A15 個室をご用意いたします。

Q16 届出受理証明書や届出受理証明カードは、即日交付されますか。

A16 審査のため、交付まで1週間程度お時間をいただきます。  
受理証明書等は後日、窓口もしくは郵送によりお渡しします。

Q17 市外に転出する場合、カード等は引き続き使用できますか。

A17 市外に転出した場合、引き続き使用することはできません。返還届の提出と併せて、届出受理証明書と届出受理証明カードを返還していただく必要があります。  
(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により受理証明書等の交付を受けた者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。)

Q18 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか。

A18 返還届を提出し、届出受理証明書と届出受理証明カードを返還してください。

Q19 届出受理証明書に有効期限はありますか。

A19 届出要件を満たす限りは、期限なく有効です。

Q20 届出受理証明書や届出受理証明カードにどのような効力や使い道がありますか。

A20 受理証明書等に法的な効力はありません。

しかし、二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用などといった民間サービス等を受けられる場合があります(これらは確約事項ではなく、病院や携帯電話会社などの判断によります。)

Q21 なりすましや悪用はされませんか。

A21 本制度では、届出の際に届出者お二人でお越しいただき、本人確認書類の提示を求めることにより、なりすまし等の悪用を防止します。

万が一、悪用等が判明した場合には、届出を無効とするほか、受理証明書等の交付番号を市ホームページ等で公開します。

初版 令和5年4月発行

新座市 総務部 人権推進室

〒352-8623

新座市市野火止1-1-1

電話：048-477-1513（直通）